

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）</p> <p>第四百四十八条 法第四十四条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号の有価証券の売買をした月におけるその個人の同号の対価に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。</p> <p>三 「略」</p> <p>（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）</p> <p>第四百四十九条 法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又は</p>	<p>（金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）</p> <p>第四百四十八条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。</p> <p>三 「同上」</p> <p>（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）</p> <p>第四百四十九条 「同上」</p> <p>一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。以下この号において同じ。）を行うことを条件として、金</p>

その勧誘を行う行為（第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

イ [略]

ロ イの金融商品取引契約の締結を行った月におけるその個人のイの債務に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。

ハ [略]

二 [略]

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十九条の二 法第四十四条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 [略]

二 前号イ又はロの有価証券の売買をした月におけるその個人の同号イの対価に相当する額及び同号ロの対価に相当する額の全部又は一部の総額が十万円を超えることとならないこと。

三 [略]

融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

イ [同上]

ロ 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

ハ [同上]

二 [同上]

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十九条の二 [同上]

一 [同上]

二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

三 [同上]

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為(第一百七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)

イ [略]

ロ イの金融商品取引契約の締結を行った月におけるその個人のイの債務に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。

ハ [略]

【二〇五 略】

(信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外)

第二百七十四条 法第六十六条の十四第一号へに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等(金融商品仲介業に係るものに限る。第一号において同じ。)をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 [略]

二 前号の有価証券の売買をした月におけるその個人の同号の対価

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五十条 [同上]

一 [同上]

イ [同上]

ロ 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

ハ [同上]

【二〇五 同上】

(信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外)

第二百七十四条 [同上]

一 [同上]

二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこ

<p>三 「略」</p> <p>に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。</p>	<p>三 「同上」</p> <p>と。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	